

平成21年 5月20日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520568

研究課題名（和文） 18世紀前半イングランドの国王恩赦嘆願状

研究課題名（英文） Petitions for the royal pardon in the early eighteenth-century England

研究代表者 栗田 和典

静岡県立大学・国際関係学部・教授

研究者番号：90249300

研究成果の概要：死刑囚が国王に提出した恩赦嘆願状の収集と検討をつうじて、おもに18世紀前半のロンドンにおける司法行政が、市裁判官の仲介をはさんで、国王および大臣・閣僚と都市参事会の双方によって担われたことを解明した。市参事会は、死刑囚の社会的な環境や治安維持に責任を負っており、都市ロンドンのおかれた状況（戦争の開始と終結や日用品の価格変動）が恩赦の成否を決定した市裁判官の判断に多大な影響を及ぼしたことをあきらかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	400,000	120,000	520,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	300,000	2,100,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：西洋史 恩赦嘆願 統治技法 近世都市 市裁判官 ロンドン

1. 研究開始当初の背景

イギリス史研究における18世紀は、1980年代前後に民衆運動や消費文化の研究から、帝国形成、財政、都市、国家論、公共圏などが追究されはじめ、1990年代以降の「長い18世紀」の呼称の定着とともに、一つの個性をもった時代として認識されるようになった。そのなかで、とくに民衆運動史の影響を受けた犯罪の社会史研究は、プロフェッショナルな警察機構をもたない状況で近代的所有権の保護をもとめた、地主ジェントルマンによる階級支配を重視してきた。国家の秩序と民衆の秩序とが対峙する現象として犯罪と司法がとらえられ、国家権力がどのように

民衆にあらわれるかという問題が設定される。そのため、国家と民衆、中央政府と地域社会、統治の有産エリートと無産の犯罪者などの二項対立の図式にもとづいた理解が主流をしめてきた。

しかしながら、近年の都市史研究や公共圏の議論を参照するならば、二項対立の設定は、とりわけ、統治の技法や地域の秩序維持の問題を捨象してしまう点が指摘されよう。二つの秩序が仮に対立的に存在していたとしても、対立したままでは地域の平和は成立しがたい。平和の確保には、二つの秩序のあいだでくり返し調整がおこなわれなければならない。たとえば、地域社会の側から陪審や治

安官の参加がなければ中央当局から派遣される判事の裁判は成立せず、また、裁判が成立しなければ地域社会がのぞむ違法行為の抑止と加害者への応報は実現されなかった。

さらに、違法行為の発生・逮捕から裁判、評決・判決をへて処刑にいたるまでには、被害者、治安官、証人、大陪審、審理陪審、判事らがそれぞれに裁量権を行使しており、それぞれが有する刑法の執行における判断基準と優先順位を調整し、裁判の結果として処刑される死刑囚が選択された。近世イギリスの権力のありようが分権的であったと漠然と指摘されることは多いが、それを検証するためには、こうした司法という具体的な場で分権の担い手の実体を解明することが必要とされていた。

2. 研究の目的

本研究は、18世紀前半において死刑囚が国王にあてて提出した恩赦嘆願状を対象とし、嘆願が成立する過程、提出される文脈に着目した。近世イギリスの統治の分権的なありようを司法という具体的な場で実証的に研究する手がかりを、恩赦が嘆願される過程と状況にもとめたのである。

死刑判決後の恩赦嘆願の手続きでは、死刑囚の関係者、当該の犯罪の被害者、裁判を担当した審理陪審、判事がふたたび関与し、かれらの決定を精査しなおした。治安官や陪審が嘆願状の支持者として署名し、決定の再考をもとめた事例もある。嘆願は判事が恩赦の対象者をリスト化した上で国王に奏上するが、事実上の決定は閣議がおこなっていた。閣議は、判事を選択を尊重しつつ、政治・経済・社会のマクロな状況を勘案して最終判断を下した。さらに、この閣議決定で恩赦の対象からもれた死刑囚は、直接に国王に宛てて嘆願状を提出することがみとめられていた。すなわち、恩赦嘆願では裁判の決定事項が再調整の対象となって短期間に検討しなおされ、裁判の結果が状況におうじて補完されていた。本研究は、こうした点を理解し、司法における分権を、法廷における裁判には限定されない視点から把握しようとした。

また、処刑の研究史を検討するなら、死刑囚の社会的出自、犯行の特徴、処刑（儀礼）のありよう、大物死刑囚の伝記、死刑の行刑史上の位置づけなどの検討はあるが、恩赦については伝達されるさいの劇的な演出が処刑のありようとの関連で言及されるにすぎない。いわば、恩赦はこれまで逸話的なあつかいにとどめられてきた。恩赦を主要な題材として、裁判の最終的な結末までをたどることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究を進行させるにあたって、方法的な柱となったのは、以下の2点である。

(1) 研究に関連する国内の研究会へ参加した。

本研究に直接的にかかわる先行研究はわずかであった。しかし、地域社会と国家、あるいは公共性・公共圏・公共の秩序などをめぐる研究とは問題意識を共有しており、こうした研究はつねに進行している。具体的には、東京女子大学と首都大学東京で開催された「近代イギリス政治・経済・社会研究会」や、名古屋市立大学を主催とした「名古屋近代イギリス研究会」に参加することにより、研究の正確で緻密な理解と問題意識の展開を可能にした。

(2) 2回にわたって連合王国（イギリス）で史料調査・研究をおこなった。

出発点となる史料（恩赦嘆願状）は相当数の収集をすませているとはいえ、嘆願の採否についての閣議記録（国務文書、ロンドンの the National Archives 所蔵）、個々の裁判記録（London Metropolitan Archives 所蔵）、陪審員名簿や司法と犯罪にかんする世論をしめす刊行物（ロンドンの the British Library などに所蔵）については、連合王国（イギリス）での史料調査が不可欠であった。2006年に26日間、2008年に11日間、史料調査と収集を実施した。

収集した手稿文書は、コンピュータ上で画像処理をおこなって読み取り可能なものにし、テキストを転記入力した。

4. 研究成果

本研究は、18世紀前半のイングランドにおいて作成された国王恩赦嘆願状という具体的な史料を対象とし、近世都市ロンドンの統治のありかたを検討することにより、犯罪と司法についての制度史的理解を深めてきた。その主な研究成果は、(1)都市のインフラストラクチャとしての司法施設、(2)ロンドンの治安維持機構における治安官と窃盗捕縛業者の再評価、(3)司法行政における市裁判官（Recorder）の役割、の3点に集約できる。

(1) ロンドンの代表的な司法施設として、隣接した監獄ニューゲトと裁判所オールド・ベイリを都市空間のなかに位置づけた。

18世紀のロンドンには約30か所の監獄が存在した。なかでもニューゲト監獄は、シティが有した三つの刑事収容所のうちで最大の施設であり、世紀後半の改築期に重要な役割をくわえた点が注目にあたいする。18世紀のニューゲトは、1666年の大火後、1672年に再建された建物であるが、その内部の監

房は、性別や投獄理由（債務者と刑事犯と罰金囚）にしたがって分類されていた。こうした分房は18世紀後半から監獄改革者の主張の一つになったが、ニューゲトは階層と階段部屋によって可能な構造をそれ以前から有していたことになる。監房の広さはおよそ35平米と推計され、現代の日本でいえば、大きめのワンルームマンションに相当する部屋に、15名前後が収容されたようである。

18世紀の監獄全般に妥当するが、こうした施設の使用費をはじめ、入出獄料や部屋の賃借料、文書の作成や飲食物、生活物資、娯楽の提供など、監獄生活のさまざまな場面で手数料がもとめられた。死刑囚や債務者にたいする公式の給付や、大規模な改修や移転のための費用は監督機関から支出されても、監獄の経常費にかんして給付は少なく、副典獄以下の監獄当局者の任免や給与の支払いは、典獄 (gaoler, warden, keeper) の責任であった。典獄は監獄の経営者であり、その経営の財源が各種の手数料であった。また、囚人からみれば、手数料の徴収は監獄当局から提供される各種のサービスの代価であり、その質は不満の対象となっても、手数料の支払いは当然のことと認識されていた。

ニューゲトの管理運営の担い手には三つの組織・団体があげられる。シティの市参事会および市会、監獄役人からなるニューゲト当局、そして、囚人の自治組織である。市参事会が関与したのは、典獄の任免、囚人の拘束、死刑執行の立会い、食糧や寝具の給付の差配などと、大規模な改築や日常的な営繕の費用、典獄の俸給などの財政面、監獄役人の行状のとりしまり、囚人の苦情や不平への対応といった行政面であった。1710年代後半、プレストン・ジャコバイトが脱獄をくり返したさいの対応など、重大案件を処理する主導権も市参事会にあった。

ニューゲトの監獄当局は10名前後の人員で構成された。フリートや王座法廷、ラドゲトなど、首都のほかの監獄においても、監獄役人は少数であった。そして、契機は異なるものの、囚人が管理運営に関与したことも複数の監獄で知られている。監獄内の治安と福利厚生の一部を、囚人が担っていたのである。

虐待や病気はあったものの、囚人の生活の基調は「強制された怠惰」であった。刑事犯は審理または処刑を待ち、債務者は係争中または弁済中の所在をあきらかにするためにニューゲトにいた。いずれにしても、投獄そのものは刑罰ではなく、午前7時の開門から午後9時の閉門まで、収監中の囚人は脱獄以外の何をしようと自由であり、監獄はほぼ通常の社会生活をいとなむ空間であった。ニューゲト内で囚人がおこなった活動を列挙すれば、皮なめしや仕立てなどの手仕事、犬、豚、鳩、鶏などの飼育、読書や書き物、散歩

と日光浴、飲酒、賭など交渉がおもなところである。債務者は生業を継続して弁済を意図し、シティ当局やキリスト教知識普及協会は書物を供給して読書を奨励した。女の犯罪者は入獄後の性交渉によって妊娠を主張し、刑の執行猶予をもとめた。利用可能な空間と囚人（とくに刑事犯）の流動性の高さ、ニューゲト当局にとっての利益を考えると、飲酒がもっともありふれた活動であり、重要な娯楽であった。外部の商人も酒類をふくむ飲食物の販売を監獄でおこなった。

市壁の門楼を利用した監獄ニューゲトの移築は、1750年代から本格的に検討された。暴力犯罪が増加を示したさい、晩鐘の遵守をもとめて夜警が警護した市門は治安の要衝であったが、18世紀に入ると、街路照明が整備され、夜警番所が設置されるとともにその意味はうすれ、逆に、市門の形成する隘路が往来の障害物となっていた。こうして、ロンドン橋の橋上建築物の撤去とほぼ同時期、1760年から62年にかけて六つの市門がとりこわされた。移築先の用地の選定と費用の確保が必要であったニューゲトは、やや遅れて1777年に撤去された。

移築後、ニューゲト監獄前の空間において死刑が執行されるようになるのは、1783年12月からであった。ロンドンの都市空間におけるニューゲトは、刑の待機のみならず、刑の執行のランドマークとなった。2名のロンドン奉行（うち1名は、ロンドン市参事会員から任命された）が翌年に出版した『報告』は、死刑囚をタイバン処刑場へとつれてゆく練り行列の無軌道ぶりから生じる「死刑にたいする無感覚」を指摘し、その対策として「刑場をタイバンから、先般にニューゲトの前にひらかれた巨大な空き地へ変更」したと記している。処刑台は処刑の当日に設置される「新式落とし蓋 (New Drop)」となり、迅速に死に至らしめることで、処刑の公開度は減少した。処刑の非公開化は、街頭でおこなわれてきた笞刑の屋内への移動や、さらし刑の判決数の減少とも並行した現象であり、名誉・評判のつくりだされる場が、物理的な都市空間から仮想の言説空間あるいは出版メディアへと移動した変化を物語っていた。

19世紀後半からとりこわしまでのニューゲトの主要な役割は、死刑執行の場へと収斂した。1868年に監獄内死刑実施法 (31 & 32 Victoria, c. 24) が制定され、87年には国有の監獄となり、以後1902年までここで死刑が執行された。現在、かつてのニューゲト付近では中央刑事裁判所（通称：オールド・ベイリ）が威容をほこり、正義の女神像、記録天使と堅忍・真理の像、「貧しき者の子らをまもり、悪人を罰する」の浮彫などが印象的である。そこでは、むきだしの生死のやりとりこそないが、やはり、司法の威厳と正義を

強調した空間が構成されている。

(2)治安官と窃盗捕縛業者をロンドンの治安維持機構のなかで再評価し、制度の腐敗や職務怠慢、あるいは金銭欲による不正義ではなく、警察官の事実上の専門職化として把握すべきであるとした。

18世紀のイングランドの犯罪史を特徴づける現象の一つは、極刑規定法の増加であった。名誉革命期の50前後から増加して、刑法改革の直前にあたる1820年代には220を超えた。しかしながら、死刑の判決数と執行数は単純な上昇曲線を描かなかった。たとえば、対外戦争の開始と終結が犯罪訴追の件数を上下させ、また、裁判の手続きとほとんど一体化したかたちで死刑囚に恩赦がみとめられたからでもある。

戦争期に減少した犯罪件数または正式起訴件数は、戦争の終結時から急増した。犯罪件数の増加はニューゲトなどの混雑度にはっきりとあらわれたので、住民や市当局者にもすぐに治安の低下が感知された。戦争終結後には処刑数も増加した。

処刑されるにいたった犯罪者、法と法廷の権力を示す必要があるとみなされた事犯はかぎられていた。1701年から19年までニューゲト監獄に収容され、タイバンで処刑された死刑囚208名の違法行為は、謀殺罪が49件、暴力行為をとまう所有権犯罪、つまり、強盗、夜盗、街道強盗、家宅不法侵入が113件である。単純な所有権犯罪にあたるスリや万引き(39件)には、再犯や威嚇行為など、刑を加重する状況が付随していた。ようするに、当局にとっての問題は、暴力犯罪であった。戦争の終結は、こうした犯罪が増えてパニックをよびおこした。それゆえ、九年戦争期からの議会制定法による報酬金制度とその拡充、スペイン継承戦争後の犯罪者移送法の制定、オーストリア継承戦争後のボウ街夜警団の設置や死刑の非公開化の議論、アメリカ独立戦争後の刑場変更など、治安対策が戦争期から戦後にかけて模索されたのである。

18世紀にかぎらず、ひろく近世においてシティの治安維持の中核機関は市参事会であり、その構成員である市参事会員(alderman)は治安判事(justice of the peace)を兼ね、シティ内の26の区法廷(wardmote)から選出された。区法廷の担い手は市参事会員補佐もしくは市会議員(common councilor)であり、リンネル商・小間物商・書籍商や熟練職人から小規模小売り店経営者まで、いわゆる中間階層に属した。かれらはまた、治安判事法廷やオールド・ベイリで陪審をつとめ、教区委員、教区会メンバー、貧民監督官、貧民対策税徴収官のような、都市のローカル行政の最前線の経験をもっていた。そのローカル行政の経験に、治安維持活動の現場をあずか

る治安官(constable)もふくまれた。

治安官はシティの約230の街区(precinct)から選出され、区法廷の承認、市参事会への報告を受け、区の役人として区代表たる市参事会員＝治安判事の下に位置づけられた。治安官の職務は多岐にわたり、かつ過重であった。民政と治安維持にかかわる職務の一部を列挙すれば、選出された近隣地区の全般的な監督(不道德行為の摘発と騒動や暴行事件への対処)、被害者の要請におうじた容疑者の逮捕・連行、交通整理、浮浪者の街頭からの追放、群衆のとりしまり、シティ内における処刑執行の警備・護衛、夜警の監督・組織とつづく。さらに、かれら治安官の役とは別に自分の生業をもち、だれかに雇われるのではないが、自分がはたらかなくてはならない階層の者たちであった。公式の訓練はなく、一年任期で交替し、無給であったことを想起するなら、任務の遂行にあたって指南書や近隣住民の協力が必要とされ、人びとのローカル生活への介入はもちろん、就任さえも忌避する者のあったことは諒解できるであろう。

選出された治安官には、就任を忌避する手段が存在した。一つは、街区または教区、あるいは区法廷に罰金を支払うこと、もう一つは区法廷に代理を申しこみ、そこで呈示された補欠を受諾し、かれに手当を支払うことである。罰金も別人を雇用するのにもちいられたので、どちらの手段も金銭の支払いによる代理の治安官(deputy constable)という結論になる。この代理の治安官は「取引判事(trading justice)」とならび、金銭の誘惑から汚職におちいりやすいと非難され、腐敗の代表とみなされた。

しかしながら、文学にあらわれた一般的なイメージは、固有名詞をもった個々の治安官およびその代理には該当しない。たとえば、1703年から20年までの167通の国王恩赦嘆願状を検討すると、そのうち、治安官は3件4通に登場する。たとえば、1703年(日付は不明)の書状は、ニューゲト監獄収監中の死刑囚トマス・クック(Thomas Cooke)からのもので、その罪状はメイフェアでの治安官ジョン・カウパ(John Cowper)の殺害である。クックは、真犯人が赦免されて軍隊におくられ、オランダにいるウィリアム・バーネット(William Burnett)であると、数名の宣誓供述書を付してうったえた。具体的には、刑の執行停止をもとめ、国王が「前述のウィリアム・バーネットをイングランドにつれもどすようにお命じになるのであれば、請願者の友人がすすんでひきうけましょう」と提案している。注目したいのは、宣誓証言者が「くだんの騒擾をたまたま見ており、そこで、ウィリアム・バーネット某が……前述の治安官に致命傷を負わせるのも目撃した」とのくだりである。「くだんの騒擾」が何を意味するの

かは1枚の書状からは不明であるが、治安維持活動の一つであった群衆のとりしまりの困難が想像される。ともかくも、治安官カウパは危険な現場にいたのである。

ロンドンで治安官の代理が顕在化したのは1690年代後半からであったが、1710年まで、市参事会は代理の身元・素行を記録官(registrar)に精査させ、居酒屋経営者や賭博の胴元など、治安官の権限を私利私欲に利用する可能性のある人物を排除した。この史料を人頭税記録と照合した研究によれば、262件の事例でみとめられた代理の治安官196名のうち、68名を同定している。課税評価財産は約8割が年額20ポンド以下であり、かれらは正規の治安官の下層部分に相当した。汚職や職務怠慢、無能力者の就任が回避されるしくみがなかったわけではない。

さらに、1730年の事例が興味深い。この年、シティ全体の治安官の3分の2弱にあたる148名が容疑者を市長の前に引致したが、そのうち33名(22.3%)が4回以上、8名(5.4%)が10回以上の関与をした。この4回以上の全員が代理の治安官であり、複数年の経験者であった。治安官としての勤務にたいする俸給を生計(の一部)とし、再任、再々任で経験をつみ、職務を積極的・効率的に遂行しているのである。代理制が実質的に治安官の専門職化を進行させたと考えられよう。

私的な利益、欲望を公的な基金(忌避者からの罰金)や権威(区法廷や市参事会による承認)をつうじて刺激・促進するやり方は、治安官の職務外にあった捜査にももちいられている。イングランドの司法の原則であった私人による訴追をうながすため、17世紀末から議会は報酬金政策をもちいた。1680年代に増加した通貨偽造への臨時の対応策として、犯人を有罪とする証拠を提供した者に10ポンドの報酬金をあたえたのを皮切りに、街道強盗(1692年)、通貨偽造と万引き(1695年)、夜盗と不法目的住居侵入と馬窃盗(1706年)、羊窃盗(1741年)や家畜一般の窃盗(1742年)、流刑地からの不法帰国(1743年)が報酬金の対象となった。報酬金は恩赦とともに呈示され、共犯者の告発をうながしたのであった。

報酬金政策は窃盗捕縛人(thief-taker)の活動を活性化した。かれらは、窃盗犯にかぎらず、犯人を捜索・逮捕・犯罪訴追する企業家的存在であった。1690年代から18世紀なかばにかけてのかれらは、暴行や強盗をはたらいた若者集団の元メンバー、街道強盗や暴行、偽証の前科者、首都の監獄の門番や債務者一時収容所(spunging house)の経営者など、「常習的・職業的な犯罪の世界に関与したことが明白な経歴」を有しており、不正の機会が存在したことをもって、現在の研究者もかれらのモラルに否定的な評価をする。

しかしながら、治安維持について発言した同時代人の評価は異なった。バーナード・マンドヴィルは、報酬金を獲得するために違法行為者をとらえる行動そのものは非難していない。ヘンリ・フィールディングは、「窃盗追跡人が庶民から窃盗よりもひどいあつかいをうける恐れがある」と同情さえも示し、「その執行に資するのが不名誉になるなら、最良の法さえ実効性がない」という。「社会に善をなすことが賞賛にあたいするなら、窃盗追跡人の職はそれに相当する。こうした善をなすのに生命のたいへんな危険をおかすことが名誉にあたいするなら、この[窃盗追跡人の]職は立派なものである。……報酬を見込んでやっているが、兵士や水兵はその生命を賭するのに、おなじ見込みをもっているではないか。」

この発言のあと、フィールディングは窃盗捕縛人をつめて、ボウ街警ら団(Bow Street Runners)へと組織した。ロンドンの治安維持の現場は、18世紀をつうじて俸給制へ、そして専門職へとむかっていた。その推進力の一つが、私欲を公的な権威がうながし、民衆を積極的に公共の善へと動員しようとした報酬金政策であった。

(3)治安維持における市参事会の主導権と司法行政における市裁判官(Recorder)の役割について、その実態を重犯罪者の訴追と恩赦の手続きのなかで位置づけた。とくに、市裁判官から庶民院議員と財務府法廷判事を兼任するまでに昇進し、また、18世紀の刑法政策を特徴づける犯罪者移送法(4 George I, c. 11)を成立させた、ウィリアム・トムスン(1678-1739)について調査した。

18世紀のイングランドは対外戦争後に犯罪件数の増加がみられ、有罪判決数や処刑数も上昇した。司法の情勢判断がかかわる判決と処刑の変化は、判事が見せしめによって秩序の安定を図ったことにもよる。そして、有罪判決と表裏一体をなしてほぼ制度化された恩赦付与も、判事の裁量権のうちにあった。

巡回法廷の任命をうけた判事は、派遣された司法管区内の各都市における裁判の最終日に、有罪囚から恩赦請願の意思を確認し、まず執行猶予をあたえた。つぎに、巡回が終了してロンドンにもどると、恩赦に推薦すべき者の一覧表(circuit letter)を作成・提出し、この一覧表が国王の承認をうければ、大法官府で恩赦の発効の手続きが開始された。この手続きからみられると、国王宛て恩赦嘆願状を提出でき、書状は国务大臣経由で担当判事へと回送され、死刑囚の処遇が再検討に付された。とくに強い感情や印象がないばあい、あるいは地域の世論に反対がなければ、判事は請願のあった死刑囚を恩赦をみとめるよう答申した。恩赦の成否に影響をあたえたの

は、担当の判事だけでなく、大陪審や審理陪審、被害者じしんや地域の人びともふくまれた。かれらの判断においては、年齢、困窮度、履歴、犯罪の状況、代替刑の可能性、その前後の時期の有罪者数や処刑数などが優先して考慮される事項であった。

18世紀前半、ロンドンの裁判所オールド・ベイリにおいて死刑判決をうけた男女の処遇も、最終的には国王とその閣僚に左右された。恩赦にかかわる巡回法廷判事の役割は、ロンドンの場合、市裁判官が担っており、かれは有罪判決をうけた違法行為者の一覧表を閣議へ持参し、最終的な決定をあおいだ。閣議において市裁判官または補佐、ごくまれには市法務官 (common serjeant) が各訴訟を順に報告し、有罪の男女が絞首刑か恩赦か、恩赦のばあいの条件は何かについて判断をうけた。閣議ののち、市裁判官によって「死刑令状」がニューゲトへと送付された。地方の巡回法廷とおなじく、有罪囚は国王へじかに恩赦請願することが可能であり、市裁判官は国務大臣をつうじてふたたび報告することをもとめられ、勧告・提案をおこなった。

死刑囚にたいして判断をくだした閣議は、国王と大法官 (lord chancellor)、国務大臣2名、大蔵卿 (lord treasurer)、財務府長官 (chancellor of the exchequer)、枢密院議長 (lord president)、王璽尚書 (the lord privy seal)、数名の宮廷官僚の10名前後からなった。出席した市裁判官は死刑判決をうけた被告人の一覧表を持参し、末席から、違法行為と裁判で提示された証拠・証言を、死刑囚の性格と過去のふるまいにかんする市裁判官じしんの評価とともに簡潔に報告した。決定は、こうした口述による証言にもとづいており、一部の被告人のために提出された請願をのぞき、参照されるべき文書資料はなかった。

トムスンが市裁判官をつとめた時期に、市裁判官が閣議の出席準備を入念におこなう傾向が生じた。彼は任期のはじめ、被告人の氏名と違法行為のみの備忘録を持参したにすぎなかったが、1719年には文書化した報告を用意しており、1725年には『オールド・ベイリ裁判録』と類似した記述が準備された。ただし、報告の準備がどのようなものであれ、市裁判官の立場は強く、首都において死刑の行使されるあり方をさだめたといつてよい。なぜなら、あくまで準備は閣議に提出される文書ではなく、口頭によって各訴訟の証言が要約され (それぞれが「2分以内」)、閣議は市裁判官の提案にもとづいて進化した可能性が高いからである。

トムスンの判断は基本的に罪刑法定主義であった。それはまた、首都ロンドンの有産住民のあいだでひろく共有されていた。決定的に重要なのは、違法行為の性質と違法行為者の明確な属性であり、個人の特殊な事情で

はなかった。たとえば、1725年12月8日の閣議で、オールド・ベイリにおいて死刑判決を宣告された5名の男はそのまま死刑となった。これは市裁判官補佐の強調した違法行為の暴力的な性格が重んじられた結果と考えられる。おなじ閣議では、おなじオールド・ベイリの裁判で有罪とされて死刑判決をうけた別の5名の被告人も報告されたが、恩赦または流刑を命じられた。かれらの違法行為にはいずれも、暴力が存在しなかったことが、おそらくは根拠となった。もちろん、トムスンもまた多くの判事とおなじく、しばしば、国王とその助言者に特定の訴訟の処置をゆだねるやり方をとった。しかしながら、かれはかならずしも打算的な指針にしたがわず、それがなければ恩赦をみとめていたであろう国王と国務大臣に、恩赦を否定する以外の選択の余地をあたえない閣議報告さえおこなっていた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計 4件)

- ①栗田和典、セイラ・マルカムの記憶——殺人者にして弁護士——(前)、ことばと文化、12号、17～31頁、2009年、査読無
- ②栗田和典、回顧と展望：ヨーロッパ (近代——イギリス)、史学雑誌、116巻5号、333～340頁、2007年、査読有
- ③栗田和典、監獄、刑場、裁判所のしるし——ロンドンと江戸の歴史の場——、ことばと文化、10号、41～49頁、2007年、査読無
- ④栗田和典、書評：川北稔・藤川隆男 (編) 『空間のイギリス史』、社会経済史学、74巻4号、2006年、査読有

〔図書〕 (計 1件)

- ①栗田和典、山川出版社、別冊都市史研究：江戸とロンドン、2007年、54～64頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

栗田 和典 (KURITA KAZUNORI)
静岡県立大学・国際関係学部・教授
研究者番号：90249300

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者